

2020年11月12日

各 位

会社名 株式会社 リベルタ  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 透  
(コード番号：4935 東証JASDAQ)  
問合せ先 取締役管理部部長 二田 俊作  
(TEL. 03-5489-7670)

### 募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2020年11月12日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所JASDAQスタンダードへの上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

#### 記

#### 1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の数 当社普通株式 300,000株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(2020年11月27日の取締役会で決定する。)
- (3) 払込期日 2020年12月16日(水曜日)
- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2020年12月8日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募集方法 発行価格での一般募集とし、野村証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (6) 発行価格 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2020年12月8日に決定する。)
- (7) 申込期間 2020年12月9日(水曜日)から  
2020年12月14日(月曜日)まで
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 株式受渡期日 2020年12月17日(木曜日)
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 530,000 株
- (2) 売出人及び売出株式数
- |            |        |           |
|------------|--------|-----------|
| 東京都渋谷区     | 佐藤 透   | 300,000 株 |
| 東京都世田谷区    | 筒井 安規雄 | 70,000 株  |
| 神奈川県横浜市港北区 | 石田 幸司  | 70,000 株  |
| 東京都世田谷区    | 二田 俊作  | 70,000 株  |
| 埼玉県北本市     | 北條 規   | 20,000 株  |
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村證券株式会社及びみずほ証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

## 3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 124,500 株（上限）
- (2) 売出人及び売出株式数
- |                   |          |               |
|-------------------|----------|---------------|
| 東京都中央区日本橋一丁目13番1号 | 野村證券株式会社 | 124,500 株（上限） |
|-------------------|----------|---------------|
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

#### 4. 親引けの件

上記2. の引受人の買取引受による株式売出しに当たり、当社は、野村証券株式会社に対し、引受株式数のうち、41,500株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

#### (1) 募集株式の数及び売出株式数

- ① 募集株式の数 普通株式 300,000 株
- ② 売出株式数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 530,000 株  
オーバーアロットメントによる売出し 124,500 株  
(※)

(2) 需要の申告期間 2020年12月1日(火曜日)から  
2020年12月7日(月曜日)まで

(3) 価格決定日 2020年12月8日(火曜日)  
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 2020年12月9日(水曜日)から  
2020年12月14日(月曜日)まで

(5) 払込期日 2020年12月16日(水曜日)

(6) 株式受渡期日 2020年12月17日(木曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村証券株式会社が当社株主である佐藤透(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、野村証券株式会社は、124,500株を上限として、貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、2020年12月28日行使期限として付与される予定であります。

また、野村証券株式会社は、2020年12月17日から2020年12月24日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、上記グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	2,608,000株
公募による増加株式数	300,000株
増加後の発行済株式総数	2,908,000株

### 3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行による手取概算額 302,120 千円(\*)は、設備資金に 55,000 千円、運転資金に 247,120 千円を充当する予定であり、その具体的な内容及び充当予定時期は以下のとおりであります。

#### ①設備資金

事業拡大に対応するための業務効率化を目的とした基幹システム更新及び定型業務(主に受注業務等)の自動化を目的とした RPA(ロボティック・プロセス・オートメー

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

ション) 導入費用として55,000千円(2021年12月期)を充当する予定であります。このインフラ整備による効果として売上増加に伴う受注業務量の増加による増員(人件費)を抑制できます。

#### ② 運転資金

重点ブランド(「ベビーフット」、「FREEZE TECH」、「カビトルネード」、「デンティス」、「COSCOS」、「アスマール」)を強化するためのSNS等を活用した広告宣伝やプロモーションイベント開催などのプロモーション費用として56,000千円(2021年12月期)、自社通販を強化するための各種施策費用(SNSによる認知度向上広告施策他)として55,000千円(2021年12月期)、事業拡大に伴う仕入資金等の費用として136,120千円(2021年12月期に53,000千円、2022年12月期に83,120千円)を充当する予定であります。

なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

\*有価証券届出書提出時における想定発行価格1,120円を基礎として算出した見込額であります。

### 4. 株主への利益配分

#### (1) 利益配分の基本方針

当社は、長期に亘る安定的な経営基盤の確保をめざし、業績に応じた適正な利益配分を継続的に実施することを基本方針とし、株主資本利益率の向上に努め、配当性向を勘案しつつ安定的な配当の実施に努めてまいります。

#### (2) 内部留保資金の使途

将来の事業発展に必要な不可欠な成長投資として活用し、中長期的な成長による企業価値向上を通じて、株主の皆さまにお応えしてまいります。

#### (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の公募増資後、積極的に株主への利益還元を実施したいと考えておりますが、現時点においては、具体的内容について決定しておりません。

#### (4) 過去の3決算期間の配当状況

	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期
1株当たり当期純利益	60.32円	88.50円	27.27円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	20.00円 (-円)	10.00円 (-円)	3.00円 (-円)
実績配当性向	33.2%	11.3%	11.0%
自己資本当期純利益率	34.7%	37.1%	9.7%
純資産配当率	11.5%	4.2%	1.2%

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産(期首・期末の平均)で除した数値であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 5. ロックアップについて

上記1. の公募による募集株式発行並びに上記2. の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人かつ貸株人である佐藤透、売出人である筒井安規雄、石田幸司、二田俊作及び北條規、当社株主である株式会社モア、山崎豊和、佐藤貴子、西名武彦及び水上亮比呂並びに当社新株予約権者である佐々木聡及び椎名寛昭は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2021年3月16日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、上記2. の引受人の買取引受による株式売出し、上記3. のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を野村證券株式会社が取得すること等を除く。）を行わない旨合意しております。

当社の株主であるリベルタ従業員持株会は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2021年6月14日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2021年6月14日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、上記1. の公募による募集株式発行、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

## 6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。